商工会だより

青年部活動報告　～飛水峡の清掃に参加しました～

令和６年３月１０日（日）町がボランティアを募り実施している飛水峡等の清掃活動へ、今年も商工会青年部員が参加し、歩きながらゴミを拾いました。不法投棄等で自然環境が侵されつつある中、町の綺麗な景観を保つため毎年続けている活動です。こういった地道な活動で観光客が増え、そして町の活性化につながっていくことを願っています。

青年部は一緒に活動してくれる仲間を随時募集しています。お近くの青年部員、または、商工会までお声がけください。

持続化補助金の募集が始まる予定です

“集客のために看板を取り付けたい”“チラシをうちたい”“新たな顧客を獲得するために機械装置を導入したい”など、売上向上に向け計画のある方、また、何にもプランはないけど制度の詳細が知りたいという方も、ぜひ商工会にご相談ください。

かかった費用の２／３（上限５０万円～）の補助が受けられる魅力的な制度です。

提出書類の作成に時間が必要ですので、早めにご相談ください。（TEL48-2080）

ハッピーひちそうワンダーランド
ひちそう
HICHISO

令和６年４月１日発行　　第261号（４月号）
発行所　七　宗　町　商　工　会
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2134番地の1
TEL：(0574) 48-2080　FAX (0574) 48-1994
URL：　http://r.goope.jp/srb-21-74
Email：hichisou@ml.gifushoko.or.jp
この事業は県の補助金を一部受けています

社会保険料が変更になります！

令和６年３月分（４月納付分）の健康保険料率が変更になります。ご注意ください。

健康保険料率	9.8%　→　**９．９１%（４．９５５%徴収）**
介護保険料率	1.82%　→　**１．６%（０．８%徴収）** ◎40歳以上の方の合計11.62%→**11.51%（５．７５５%徴収）**
厚生年金保険料	１８．３%（９．１５%徴収）
子ども･子育て拠出金	０．３６%

◎ご存知ですか？利子補給制度

－七宗町小規模事業者支援融資利子補給制度－

中小企業者が事業振興に必要な資金を令和１年４月１日以降新たに借り入れた場合、その借入金の支払利子の一部を補給いたします。この制度は、毎年１月１日から１２月３１日までの間の該当借入金に対し、支払った利子の一部を補給するものです。

― 制度概要 ―

対 象 者	・町内に住所又は事業所を有し、商工業を営む小規模事業者であって、七宗町商工会に加入している会員。 ・町の出資や建物の指定管理を受けていないこと。 ・町税及びこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
対象資金	・日本政策金融公庫（マル経、普通貸付等） ・岐阜県信用保証協会の保証を得るもの（全国小口、県小口Ｚ，市町村小口、連携型全国小口等その他町長が承認する制度） ・岐阜県商工貯蓄共済融資制度
補 給 率	対象借入額は３００万円まで、年間支払い利子の ２% 以内 （年60,000円、5年で300,000円）
補給期間	５年以内
申 請 先	・商工会長を経由して町長へ提出。毎年申請が必要です。

◎毎年１月に役場へ請求書を提出する必要があります。

最低賃金守られていますか？ 最低賃金950円

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
下回る賃金を支払った場合は罰金５０万円が課せられます。景気の先行きも不透明で大変厳しいときですが、守っていただきますようお願いいたします。

雇用保険料率の変更はありません

	令和６度の雇用保険料率　　（R5 と同じ）		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15．5／1000	9.5／1000	6／1000
農林水産清酒製造の事業	17．5／1000	10．5／1000	7／1000
建設の事業	18．5／1000	11．5／1000	7／1000

・労災保険料率は変更となる業種もあります。後日お送りする「労働保険料等納入通知書」をご確認ください。
・一般拠出金（Ｒ５年分）は労働保険料１期分と一緒にＲ６年７月引き落としを掛けます。

労働保険事務組合の対象事業所宛に令和６年３月末に書類はお送りしてあります。
対象となる事業所におかれましては、期日までにご提出をお願いします。

＊労働保険料の年度更新の提出期限は４月１９日（金）です。お忘れなく！

■労働保険は、自動車保険でいうならば任意保険ではなく強制保険です。
労働者（パート、日雇含む）を１人でも雇っていたら、労災保険の対象となります。
仕事中に事故が発生した場合は、会社が医療費、休業補償（平均賃金の６割以上）をする事になっています。労災に加入すれば、医療費の全額と、休業補償として平均賃金の８割を補償してもらえます。労災での休業中の解雇は法律で禁じられている為、完治又は治癒までの補償をすることになります。障害が残ればその分の年金代わりの補償も必要です。
なお、事業主、同居専従者、役員は労災の適用外です。労災を適用するには「特別加入」することで対応できます。

■雇用保険は、
① ３１日以上の雇用の見込みがあり
② 週の労働時間が２０時間以上の方　　が対象です。
今、加入している従業員で、週の労働時間が２０時間未満に契約を変更された方や、役員になられた方は失業保険の対象外になるためその時点で雇用保険を切る必要があります。

東濃信用金庫と包括連携協力に関する協定を結びました

令和６年２月１日に東濃信用金庫と「包括連携協力」の協定書の締結をしました。深刻化する中小企業の経営者高齢化と後継者不足問題対策として、組織の枠組みを超えて東濃信用金庫と連携し、面的な支援体制の構築を目指します。まずは喫緊の課題である事業承継分野での連携を強化していきます。事業承継、M&Aなどお気軽にご相談ください。

所得税と消費税の引落し

所　得　税	4月23日（火）
消　費　税	4月30日（火）

所得税と消費税の引落日が近いので、引落口座の残高のご確認をお願いします。
残高不足等で引落ができなかった場合、完納する日までの分の延滞税がかかります。

商工会からのお知らせ

職員の退職、就任のお知らせ

【事務局長】中島　敏浩

３年という短い時間でしたが、皆様方には大変お世話になりました。
皆様のご健康と益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

■退職

【事務局長】橋本　茂雄

４月からお世話になります。
わからないことも多いですが、皆様にご迷惑をおかけすることのないよう努力してまいります。
よろしくお願いいたします。

◎他の職員の異動はありません